

2020年9月30日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

経済再生・全世代型社会保障改革担当大臣 西村 康稔 殿

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

**新型コロナウイルス感染症に対応できる  
「福祉施設・介護事業所」を実現させるために（要望）**

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

大阪府吹田市山田西1-32-12-207

TEL 06-6170-1325 FAX 06-6170-1355

2020年8月17日時点で、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生は、全国で、943件、うち、福祉施設は157件（16.6%）と、厚労省のクラスター対策班が発表しました。うち、高齢者施設は101件と、福祉施設の64%を占めています。

福祉施設のこうしたクラスター発生は、緊急事態宣言が解除されてから、大幅に増加しています。

感染症罹患の危険が長期化する中であっても、福祉施設をはじめ、医療、学校など、国民の基本的な生活を支えるために止めることができない重要な社会的インフラを維持・存続させ、機能させるためには、それに相応しい施策が必要です。

**① 第12報にかかる臨時的な取り扱いは撤回したうえで、新型コロナウイルスにかかる事業所の体制整備や支援は、すべて公費で対応してください。**

通所系および短期入所系サービス事業所について、「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応を適切に評価する観点」から、実際には利用していない時間区分や加算を上乗せした介護報酬を算定できる臨時的な取り扱い（第12報）が出され、利用者負担増を伴う変更が行われました。感染拡大防止の名目で、公的サービスの利用者負担を割り増しする例は他にありません。根拠のない報酬算定変更は、介護保険制度の信頼性をも毀損してしまいます。第12報にかかる臨時的な取り扱いは撤回したうえで、新型コロナウイルスにかかる事業所の体制整備や支援は、すべて公費で対応することを求めます。

**② 福祉施設などで働く職員が速やかに検査を受けられる体制を確立してください。**

令和2年8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」では、「検査体制の抜本的な拡充」がうたわれました。しかし、医療機関・施設等に勤務する職員の検査は、「感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域」で「一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請する」という内容にすぎず、対応が後手に回りかねません。公費によるエッセンシャルワーカーへの速やかな検査体制確立はあいまいにしたまま、「社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査ニーズに対応できる環境を整備する」ことは明言しています。

福祉施設などでのクラスターを防ぐためには、職員から利用者への感染を最大限防止する対策が必要です。職員が体調の異常を感じた時・感染が疑われる時には、速やかに公費によるPCR検査を受けられる体制を確立することを求めます。

- ③ 高い感染リスクの中で働く職員にあっては、継続的な特別手当を支給してください。また、その財源は一般財源を使用してください。

福祉施設などで働く職員は、日常不断に感染予防に努めながらこの仕事に従事しています。同時に、「密集」や「密接」を回避することが極めて困難な仕事であるため、感染の危険を伴いつつ働き続けています。こうした日常が長期化する中で、一度きりの手当の支給では不十分と考えます。高い感染リスクの中で働く職員にあっては、継続的な特別手当を支給してください。

- ④ コロナ禍や災害などの緊急時にあっては、当面全ての社会福祉・介護保険事業所に対し、前年同月の収入補償を行うとともに、事業所における固定経費（人件費・一般管理費等）を安定して賄えるよう、抜本的な報酬制度の見直しを行ってください。

職員処遇の改善にかかる加算は、事業所が提供したサービスの総単位数に、介護サービスごとに定められた加算率を乗じて算出する方式がとられています。総単位数は、事業所の体制変更等による大幅な加算や減算がない限り、事業所の月次の稼働状況が反映されます。そのため、新型コロナウイルスや災害などの事情で稼働率が低下した場合、安定的に処遇改善を図ることの困難さにすぐさま直結してしまいます。また、コロナ禍にあっても安定した介護報酬がなければ、処遇改善はおろか基本的な職員処遇を補償することも困難となり、事業の維持・存続すら危ぶまれます。今年度は、前年同月の収入補償を行うとともに、事業所における固定経費（人件費・一般管理費等）を安定して賄えるよう、抜本的な報酬制度の見直しを行ってください。

以上